

平成19年度
鹿児島市行政評価に関する
行政評価市民委員会報告書

平成19年10月

鹿児島市行政評価市民委員会

目 次

1	鹿児島市行政評価市民委員会について	1
	鹿児島市行政評価市民委員会委員（50音順）	
2	鹿児島市行政評価市民委員会開催状況	2
3	評価の方法	3
	(1) 評価の対象	3
	(2) ヒアリング	3
	(3) 評価区分	3
4	評価結果の概要	
	(1) 外部評価結果の総括	4
	(2) 総評	5
	(3) 評価を終えて	7
5	各事務事業の評価結果	8

【参考資料】

- ・鹿児島市行政評価市民委員会設置要綱

1 鹿児島市行政評価市民委員会について

鹿児島市では、総合計画の効率的かつ計画的な推進に資するとともに、成果重視型の行財政運営の実現を図るため、事務事業について行政評価を行ってきている。

また、平成18年度から「鹿児島市行政評価市民委員会」を設置し、それまで実施してきた内部評価に加え、市民の視点での外部委員による外部評価を実施し、評価の客観性及び透明性を高めることとした。

外部評価については今年度で二年目であり、昨年度の評価結果がどのように活用されたかについて今年度の第一回目の会議で市側より説明を受け、その活用状況から、外部評価の効果について確認ができたところである。

今年度も昨年度と同様に鹿児島市が実施している事務事業が、効率的かつ効果的に行われているかについて、市民の立場から、精力的に評価作業に取り組んだところである。

鹿児島市行政評価市民委員会委員（50音順）

会 長	石 田	忠 彦	（鹿児島女子短期大学学長）
	石 塚	孔 信	（鹿児島大学法文学部教授）
	岩 田	英 明	（合名会社明石屋菓子店取締役統括）
副会長	木 山	義 朗	（弁護士）
	熊 原	悟 美	（公募委員）
	永 山	恵 子	（NPO法人地域サポートよしのねぎぼうず理事長）

2 鹿児島市行政評価市民委員会開催状況

評価にあたっては、全8回の会議を行った。その内容等は次のとおりである。

会 議	開 催 期 日	内 容
第1回	平成19年 6月 5日 (火)	(1) 鹿児島市の行政評価システムについて (2) 平成18年度行政評価による改善状況について (3) 行政評価市民委員会の運営方法について
第2回	〃 7月24日 (火)	(1) 平成19年度内部評価事業について
第3回	〃 8月 3日 (金)	(1) 評価対象事業の確認について (2) 事業実施課へのヒアリング (3) 委員間の意見交換
第4回	〃 8月 9日 (木)	(1) 事業実施課へのヒアリング (2) 委員間の意見交換
第5回	〃 8月17日 (金)	(1) 事業実施課へのヒアリング (2) 委員間の意見交換
第6回	〃 8月28日 (月)	(1) 事業実施課へのヒアリング (2) 委員間の意見交換
第7回	〃 9月 4日 (水)	(1) 評価についての協議 (2) 報告書の検討
第8回	〃 10月 3日 (水)	(1) 評価についての協議 (2) 報告書のまとめ

3 評価の方法

(1) 評価の対象

第四次総合計画に基づく政策的な継続事業について、平成18年度から20年度までの3カ年に分けて評価を行うこととしており、19年度の評価対象とする事務事業の選定については、19年度に内部評価を行っている事務事業（306事業）を対象とした。この306事業について、施策の体系順でまとめた総括表に基づき市からの説明を受け、さらに評価対象を絞り、38事業を選定した。

(2) ヒアリング

ヒアリングについては、計4回実施し、各事業の担当課に委員会に出席頂き、説明をお願いした。

(3) 評価区分

評価区分は、内部評価と比較対象する面からも、内部評価と同様に次のとおりとする。

評価区分	内容
A 現状のまま継続	方向性は現状のままでよい
B 事業手段の見直し	
a 手段の改善等	手段の改善等を行う必要がある
b 事務事業の統合・振替	事業の統合や他の事業へ振り替える必要がある
C 縮小	事業規模を縮小する必要がある
D 休止	制度は必要だが、事業を休止すべき
E 廃止	制度自体を廃止すべき
F 終了	事業の終期に合わせて、終了すべき

(2) 総評

今回の外部評価は、昨年度に引き続き、事務事業を対象にして行った。

その評価の詳細は8ページ以降に掲げているが、その中でも、特に重要であり、今後、市が積極的に検討すべき主なものを次の7点にまとめた。これらの点については、外部評価の対象とした事業だけでなく、それ以外の市が行っている全事業においても、見直しを検討し、改善を進めるべきである。

① 費用対効果の検証

費用対効果については、全ての事業の実施にあたって常に意識すべきものである。しかし、イベント内容や講演会の講師謝金、委託料等の見直しが不十分と思われる事業が見受けられたことから、常に事業本来が目指す効果の検証を行い、コスト削減に努めるべきことを再認識する必要がある。

② 社会情勢や市民ニーズの変化に伴う事業の抜本的見直し

事業の開始当初は必要性が高かった事業について、社会情勢や市民ニーズの変化等によりその事業自体の意義が薄れてきたものや手段の改善などを要するものが見受けられた。例えば、長期間に渡り普及啓発活動を行ってきたものについて、従前と同じ事業手法により実施している事業があった。事業手法については、適宜、より効果的的手法を研究していく姿勢が必要であり、また、常に最少のコストで最大の効果を上げる不断の努力を惜しむべきではない。

そのためには、事業本来の目的について、どの程度達成できているかを常に検証し、所期の目的を達成しているとすれば、事業の縮小や廃止といった思い切った見直しを行うべきである。事業を実施することが目的ではなく、社会情勢や市民ニーズの変化の視点から、成果に着目し、絶え間なく見直しを検討していくことが必要である。

③ 事業の統合

行政分野それぞれにおいて、施策を推進するために、様々な事業が展開されてきているが、その中で、結果的に内容の似通った複数の事業が実施されているものも見受

けられた。これらについては、近年の社会情勢の変化や市民ニーズの多様化に対応してきたものであり、それを一概に非効率的として否定するものではないが、一方では、市民から見た場合の事業のわかりやすさなども追求すべきである。

このため、類似の事業は統合し、まとめることで、効果的な事業実施を推進するとともに、市民が理解しやすい事業体系の確立を図るべきである。

④ 民間活用の推進

民間で同じようなサービスがなされている事業について、市が実施している事業も見受けられた。民間においては、競争原理により効率的な事業展開が行われていることが多く、こうした分野においては、民間力を活用する方策も積極的に検討すべきである。

また、NPO等と連携し、市民と行政との協働によるまちづくりを推進していくことは、これからの地域社会の活性化に極めて有効であることから、民間活用の一環としても、積極的に連携あるいは活用を図っていく必要がある。

⑤ 事業の周知方法の改善

理念の浸透や意識の啓発のためイベントや講演会等を実施しているが、事前の広報が不十分であるものも見受けられた。このため、より事業の効果を高めていくために、効果的な広報が図られるように努めるべきである。

⑥ 職員の意識改革

職員の意識改革を図り、前例踏襲主義に陥らずに、費用対効果を客観的に検証し、自ら積極的に改善に取り組むことができる人材の育成を図る必要がある。

⑦ 評価結果の活用

昨年と同様に、外部評価の結果においては、できるだけ多くの改善点等を示すとともに、欄外には委員会の中で出た少数意見も付記している。改善点等については、積極的に事業の見直しの検討を行い、次年度以降の予算編成に活用していただきたい。また、少数意見についても、市民の視点からはこのような意見・考えもあることを認識して事

業を行っていただきたい。

(3) 評価を終えて

昨年度の評価事業数が34事業であり、見直しと評価した事業数が25事業であったのに対し、今年は38事業中見直しは24事業となった。今年度の実施事業は、福祉や将来の市政を担う子供達の教育関係の事業が多かったことから、効率性を求める評価にはなじみにくかった面もあった。

しかし、市政を取り巻く環境が大きく変化してきており、かつてのように、経済が右肩上がり成長し、財政規模が常に拡大するという時代では既になくなっていくことから、健全な財政運営を維持するためには、限られた財源の中で、施策や事業の思い切った選択と集中を行う必要がある。その例として、今後は子育て支援や環境問題等の対応への集中的な投資を行うことなどが必要になってくると考えられる。

評価結果を参考として、外部評価の対象としなかった事業についても、各部局において改善に精力的に取り組むことを期待する。

5 各事務事業の評価結果

評価結果一覧表（総合計画の体系順）

No.	事務事業名	外部評価
1	自主防災組織育成事業	Ba 事業手段の見直し（手段の改善等）
2	公共下水道事業	A 現状のまま継続
3	港湾改修（施設改良）事業	Ba 事業手段の見直し（手段の改善等）
4	町内会降灰除去機購入費補助事業	A 現状のまま継続
5	公園降灰除去事業（補助）	A 現状のまま継続
6	公園降灰除去事業（単独）	A 現状のまま継続
7	歩道緑地帯降灰除去事業（補助事業）	A 現状のまま継続
8	降灰健康対策事業	D 休止
9	交通災害共済事業	C 縮小
10	交通事故相談所事業	A 現状のまま継続
11	防犯団体補助事業	A 現状のまま継続
12	計量思想普及事業	E 廃止
13	心をつなぐ訪問給食事業	Ba 事業手段の見直し（手段の改善等）
14	高齢者洋上セミナー事業	Ba 事業手段の見直し（手段の改善等）
15	長才まつり開催事業	C 縮小
16	住宅改修指導事業	Ba 事業手段の見直し（手段の改善等）
17	教育相談の充実事業	A 現状のまま継続
18	スクールカウンセラー配置事業	A 現状のまま継続
19	不登校児童生徒支援事業	A 現状のまま継続
20	学校施設緑化モデル事業	Ba 事業手段の見直し（手段の改善等）
21	遠距離通学費補助事業	Ba 事業手段の見直し（手段の改善等）
22	鹿児島市奨学資金事業	Ba 事業手段の見直し（手段の改善等）
23	特別支援教育体制充実事業	Bb 事業手段の見直し（統合・振替）
24	特別支援教育指導員配置事業	Bb 事業手段の見直し（統合・振替）
25	青年会館事業	Ba 事業手段の見直し（手段の改善等）
26	青年教養セミナーの開設事業	Ba 事業手段の見直し（手段の改善等）
27	青少年教育指導者の育成事業	A 現状のまま継続
28	青少年ボランティア推進活動事業	A 現状のまま継続
29	自然保護事業	Ba 事業手段の見直し（手段の改善等）
30	屋外広告物対策事業	A 現状のまま継続
31	鹿児島市建築文化賞	C 縮小
32	かごしま CG コンテスト	Ba 事業手段の見直し（手段の改善等）
33	アジア青少年芸術祭開催事業	Ba 事業手段の見直し（手段の改善等）
34	ファンタスティックイルミネーション推進事業	Ba 事業手段の見直し（手段の改善等）
35	スポーツキャンプ受入・誘致事業	A 現状のまま継続
36	グラフ誌「市民フォト鹿児島」の発行	Ba 事業手段の見直し（手段の改善等）
37	ビデオ広報	Ba 事業手段の見直し（手段の改善等）
38	市政モニター制度事業	C 縮小

各事務事業ごとの詳しい評価結果は次ページ以降のとおりである。

No.	事務事業名	事業実施課
1	自主防災組織育成事業	市民局 安心安全課
事業概要	<p>○事業開始年度 昭和59年度</p> <p>【概要】自主防災組織の結成の促進や活動の活性化を図る。 【対象者】自主防災組織及び未結成の町内会 【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織を結成していない町内会への結成の呼びかけ ・新規結成団体への資機材整備費の補助 ・結成団体の避難訓練への補助 	
評価内容	<p>・自主防災組織の結成の促進や活動の活性化を図る事業で必要なものであるが、自主防災組織の組織率が伸び悩んでいるので、結成を促進する見直しが必要である。</p> <p style="text-align: right;">【評価】</p>	
改善点等	<p style="text-align: right;"><u>Ba 事業手段の見直し（手段の改善等）</u></p> <p>・マンション単位の組織の検討をはじめとして防災意識の啓発など自主防災組織の結成の促進を図る取り組みを強化すべきである。 ・高齢者などの災害弱者の多い地区については、さらに取り組みを強化すべきである。</p>	

【少数意見】

- ・補助金の使途のチェックを厳しくすべきである。

No.	事務事業名	事業実施課
2	公共下水道事業	建設局 河川港湾課他
事業概要	<p>○事業開始年度 昭和27年度</p> <p>【概要】鹿児島市における浸水被害を防止または軽減する 【対象者】全市民 【具体的な活動内容】 ・水路等の新設、改良</p>	
評価内容	<p>・浸水被害を防止、軽減するためにも必要であり、長期的に水路の新設、改良を継続して整備していくべきである。 ・この事業以外でも、透水性舗装や雨水貯留施設の整備など、都市の保水機能を高めるための施策についても推進する必要がある。</p>	<p>【評価】</p> <p>A 現状のまま継続</p>
改善点等		

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
3	港湾改修（施設改良）事業	建設局 河川港湾課他
事業概要	<p>○事業開始年度 昭和49年度</p> <p>【概要】桜島爆発対策の避難港や小型漁船対策の施設を整備し、港湾としての施設の充実を図るものである。</p> <p>【対象者】一般市民</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物揚場，船揚場，防波堤等を整備し、船舶の安全係留と地域漁民の漁業振興及び生活基盤の安定を図る。 	
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・桜島爆発対策ということで、島民が安全に避難できるよう施設の充実や避難方法等を検討していくことは大切であるが、港湾や道路の整備を一体的に検討する必要もある。 	<p>【評価】</p> <p><u>Ba 事業手段の見直し（手段の改善等）</u></p>
改善点等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路（国道・県道・市道）の整備とリンクして整備していく必要がある。 	

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
4	町内会降灰除去機購入費補助事業	市民局 市民参画推進課
事業概要	<p>○事業開始年度 昭和60年度</p> <p>【概要】桜島爆発による降灰から快適な生活環境を守るため、町内会等が歩道や生活道路等の降灰除去に必要な手押し式降灰除去機を購入した場合、交付対象経費の2分の1相当額（限度額1台当たり5万円）を補助する。なお、過去の実績等を勘案し、平成18年度以降は予算計上を行っていない。</p> <p>【対象者】町内会等</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成7年度から実績なし 	
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・桜島爆発による降灰から快適な生活環境を守るために必要であるが、降灰が少ないことから、今後も、これまでどおり休止すべきである。 	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>A 現状のまま継続</p>	

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
5	公園降灰除去事業（補助）	建設局 公園緑化課
事業概要	<p>○事業開始年度 昭和60年度</p> <p>【概要】公園利用者に清潔でかつ快適な施設を提供するため、ドカ灰等緊急時における文化公園等、名所の降灰除去を行う。</p> <p>【対象者】全市民</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種降灰対策事業の推進 ・鴨池公園外18公園に降灰があった場合、公園の園路、駐車場などの降灰除去を行なう。 	
評価内容	<p>・降灰量は減っているが、自然災害のため、降灰時に速やかな対応ができる体制を維持する必要がある、継続すべきである。</p>	<p>【評価】</p> <p>A 現状のまま継続</p>
改善点等		

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
6	公園降灰除去事業（単独）	建設局 公園緑化課
事業概要	<p>○事業開始年度 昭和60年度</p> <p>【概要】公園利用者に清潔でかつ快適な施設を提供するため、ドカ灰等緊急時における文化公園等、名所の降灰除去を行う。</p> <p>【対象者】全市民</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種降灰対策事業の推進 ・クロマツ親水公園外 1 公園に降灰があった場合、公園の園路、駐車場などの降灰除去を行なう。 	
評価内容	<p>・降灰量は減っているが、自然災害のため、降灰時に速やかな対応ができる体制を維持する必要がある、継続すべきである。</p>	<p>【評価】</p> <p>A 現状のまま継続</p>
改善点等		

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
7	歩道緑地帯降灰除去事業（補助事業）	建設局 公園緑化課
事業概要	<p>○事業開始年度 昭和61年度</p> <p>【概要】樹木の保護育成及び付近住民の健康維持のため、市街地の路線を中心に、歩道緑地帯に堆積している桜島の降灰を除去する。</p> <p>【対象者】全市民</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩道緑地帯の降灰除去 	
評価内容	<p>・降灰量は減っているが、自然災害のため、降灰時に速やかな対応ができる体制を維持する必要がある、継続すべきである。</p>	<p>【評価】</p> <p>A 現状のまま継続</p>
改善点等		

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
8	降灰健康対策事業	健康福祉局 保健予防課
事業概要	<p>○事業開始年度 昭和47年度</p> <p>【概要】降灰の健康に与える影響についてデータの収集を行うとともに、桜島地域住民の不安を解消するため、検診等を行う。</p> <p>【対象者】15歳以上の桜島地域住民</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・桜島地域で検診（胸部、肺機能、眼科、皮膚科、耳鼻咽喉科、基本健康診査を同時実施）、事後指導、訪問指導の実施 ・各保健センターにおいて降灰健康相談を実施 	
評価内容	<p>・降灰も少なく、年々受診者も少なくなっているため、降灰が再び多くなるまで事業を休止すべきである。</p>	<p>【評価】</p> <p><u>D 休止</u></p>
改善点等	<p>・事業の休止を検討すべきである。</p>	

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
9	交通災害共済事業	市民局 安心安全課
事業概要	<p>○事業開始年度 昭和42年度</p> <p>【概要】交通事故により災害を受けた者を救済するため、会員1人につき年間1口600円の会費により交通災害共済制度を運営し、会員の交通事故被災者に対し、共済見舞金（死亡見舞金・傷害見舞金）を支給する。</p> <p>【対象者】一般市民</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員の会費により、共済見舞金（死亡見舞金・傷害見舞金）を支給する。 	
評価内容	<p>・交通災害共済制度を運営し、被害者に共済見舞金を支給する事業であるが、会費収入と見舞金との収支バランスを保つことが困難であること等から、事業を縮小していき、将来的には廃止することを検討すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【評価】</p> <p style="text-align: right;">C 縮小</p>	
改善点等	<p>・民間等でも様々な形でサービスが行われているので、制度の見直しを行うとともに、将来的には民間等に任せることも検討すべきである。</p>	

【少数意見】

・収支のバランスを保つことが困難であることから、加入者増加への取り組みを検討するとともに、会費自体を一口千円とするなど独立採算的にある程度原資を蓄えるなどの改善が必要である。

No.	事務事業名	事業実施課
10	交通事故相談所事業	市民局 安心安全課
事業概要	<p>○事業開始年度 昭和47年度</p> <p>【概要】交通事故による被害者、加害者等の相談を受ける。 【対象者】全市民 【具体的な活動内容】 ・交通事故相談員により、交通事故相談の受付や損害賠償等の助言を行う。</p>	
評価内容	<p>・被害者及び加害者にとって、気軽に相談できる窓口は大切であり、継続すべきである。</p>	<p>【評価】</p> <p>A 現状のまま継続</p>
改善点等		

【少数意見】

・交通事故相談員を選定する際は、専門的な知識を有していることが重要であることから、これまでの経験などを考慮すべきである。

No.	事務事業名	事業実施課
1 1	防犯団体補助事業	市民局 安心安全課
事業概要	<p>○事業開始年度 昭和41年度</p> <p>【概 要】防犯思想の普及・高揚、少年の非行防止、暴力排除運動の推進等犯罪の未然防止を推進している防犯団体へ補助金を交付する。</p> <p>【対象者】その他（防犯団体）</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付 	
評価内容	<p>・防犯団体への補助金を交付し、犯罪を未然に防ぎ、市民が安心して生活することができる安全な街づくりのために必要な事業であり、継続すべきである。</p>	<p>【評価】</p> <p>A 現状のまま継続</p>
改善点等		

【少数意見】

- ・補助金の使途を公開するとともに、チェックを厳しくすべきである。

No.	事務事業名	事業実施課
12	計量思想普及事業	経済局 商工総務課
事業概要	<p>○事業開始年度 昭和27年度</p> <p>【概要】商品量目試買検査を通じて、消費者に計量の現状を認識させるとともに、生産・販売者にも適正計量を促す。また、計量記念日行事、市民と計量のつどいの開催を通じて計量思想の普及啓発に努める。</p> <p>【対象者】一般市民</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種行事の開催（主に、計量のひろば・動物体重あてクイズ・市民と計量のつどい・商品量目試買検査、11月の計量月間をはさんで10月下旬から12月上旬の期間） 	
評価内容	<p>・事業開始から54年が経過しており、事業の所期の目的である計量思想の普及啓発は図られてきている。したがって、事業を廃止すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【評価】</p> <p style="text-align: right;"><u>E 廃止</u></p>	
改善点等	<p>・事業を廃止すべきである。</p>	

【少数意見】

- ・市民の安心安全を図るものとして、事業の必要性はある。

No.	事務事業名	事業実施課
13	心をつなぐ訪問給食事業	健康福祉局 高齢者福祉課他
事業概要	<p>○事業開始年度 平成5年度</p> <p>【概要】 援護を必要とするひとり暮らし高齢者等に定期的に食事を提供し、安否確認を行うとともに、食生活の向上、配食従事者との交流を通じた孤独感の解消、自立意欲の促進を図る。</p> <p>【対象者】 ・ひとり暮らしで、定期的な安否確認及び食生活の手助けを必要とする者 ・要支援以上の高齢者のみの世帯の者 ・高齢者だけで構成される世帯に、要介護3以上の高齢者がいる場合、要支援以上の者</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の居宅への昼食、夕食の配食と配達時の安否確認 	
評価内容	<p>・ 今後の高齢者の増加に伴い市のサービスとしても拡大を強いられることから、事務の簡素化と利用者負担増を検討すべきである。</p>	<p>【評価】</p> <p>Ba 事業手段の見直し（手段の改善等）</p>
改善点等	<p>・ 今後、高齢者の増加に伴う支出増が見込まれるため、利用者負担増や事務の効率化を図ることなどを検討すべきである。</p>	

【少数意見】

- ・ 安否確認に事業を限るべきで、給食サービスは廃止を前提として再検討すべきである。
- ・ 利用決定後の利用者の状況の追跡調査が必要である。

No.	事務事業名	事業実施課
14	高齢者洋上セミナー事業	健康福祉局 高齢者福祉課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成4年度</p> <p>【概要】高齢者の生きがいの助長及び高齢社会への理解を深めるために、大型フェリーをチャーターし1泊2日のクルージングをしながら各種催しを実施する。</p> <p>【対象者】65歳以上の高齢者（1回定員 200人）</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18年度から2回実施 ・洋上での講演会、体操、レクリエーション等の実施 	
評価内容	<p>・毎回定員を超える申し込みがあるにもかかわらず、直前のキャンセルが多いことから、定員数を満たすための工夫を検討すべきである。</p> <p>・事業費に対して利用者負担金が低いことから、増額するなどし、予算を軽減すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【評価】</p>	
改善点等	<p style="text-align: right;"><u>Ba 事業手段の見直し（手段の改善等）</u></p> <p>・事前のキャンセルを少なくするため、利用者負担金を事前に払い込んでもらうことを検討すべきである。</p> <p>・事業費に対して利用者負担金が低いことから、利用者負担金を増額することなども検討すべきである。</p>	

【少数意見】

- ・健康福祉としての理解深める事業は大切であるが、洋上で行う必要性を再考してほしい。
- ・行政としてのサービスとして必要であるか疑問であることから、事業を廃止すべきである。
- ・付添いが必要な高齢者等も参加しやすくするため、付添い人や配偶者の年齢制限等について配慮すべきである。

No.	事務事業名	事業実施課
15	長才まつり開催事業	健康福祉局 高齢者福祉課
事業概要	<p>○事業開始年度 昭和62年度</p> <p>【概要】高齢社会をめぐる様々な問題・課題について考える機会を提供し、高齢者の生きがいをづくり、健康づくりを推進するために、高齢者を対象とした各種催しを開催する。</p> <p>【対象者】市内に居住する60歳以上の高齢者</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ部門（グラウンド・ゴルフ大会、ゲートボール大会など）と文化部門（芸能大会、エイジレス講演会など）の催しを開催している。 	
評価内容	<p>・高齢者の生きがいをづくり、健康づくりを推進するための事業は必要であるが、事業費が大きいことから、講演会や芸能大会の費用対効果を再検討する必要がある。</p>	<p>【評価】</p> <p>C 縮小</p>
改善点等	<p>・イベント内容や講師謝金等を見直し、もう少し予算を減額すべきである。</p>	

【少数意見】

- ・運営費を抑えるため、実行委員会方式も検討すべきである。

No.	事務事業名	事業実施課
16	住宅改修指導事業	健康福祉局 高齢者福祉課他
事業概要	<p>○事業開始年度 平成9年度</p> <p>【概要】高齢者・重度身体障害者の住宅改造を行う際に、住宅改修指導員を派遣して相談に応じ、適切なアドバイスを行うことで、高齢者・重度身体障害者の住環境の改善を図る。</p> <p>【対象者】おおむね65歳以上の要援護高齢者のいる家庭や身体障害者ホームヘルプサービス事業の派遣対象者など一定の要件に該当する者で、年齢、身体状況、家庭構成、家屋状況等から居室等の改良を希望する者</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修指導員の派遣 	
評価内容	<p>・高齢者・重度身体障害者の住環境の改善を図るのに必要な事業であるが、施工者の紹介の透明化を図るべきである。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>・施工者の紹介の透明化などを図るとともに、関係機関に対して事業の趣旨を徹底することによる派遣世帯数の増加の工夫等を検討すべきである。</p>	<p>Ba <u>事業手段の見直し（手段の改善等）</u></p>

【少数意見】

- ・施工後の住宅改修指導員による評価が厳格になされるべきである。

No.	事務事業名	事業実施課
17	教育相談の充実事業	教育委員会 青少年課
事業概要	<p>○事業開始年度 昭和52年度</p> <p>【概要】面接や電話による教育相談やカウンセリング等を実施し、青少年の心身の健全な発達を支援する。</p> <p>【対象者】児童・生徒、保護者、教職員</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談室での相談活動 ・市スクールカウンセラーの相談活動 	
評価内容	<p>・相談回数も年々増えていることもあり、電話相談や面接相談をして青少年の心身の健全な発達を支援するためにも必要な事業である。</p>	<p>【評価】</p> <p>A 現状のまま継続</p>
改善点等		

【少数意見】

- ・スクールカウンセラー配置事業や不登校児童生徒支援事業の学習支援員との連携を密にとれるような仕組みを整備する必要がある。
- ・保護者及び教職員のサポート体制として強化する必要がある。

No.	事務事業名	事業実施課
18	スクールカウンセラー配置事業	教育委員会 青少年課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成13年度</p> <p>【概要】中学校において実践的なカウンセリングを行い、生徒の問題行動等の解決に資する。</p> <p>【対象者】生徒、教職員、保護者</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーの相談活動 	
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・悩みや不安を抱えている中学生、教職員、保護者を対象にカウンセリングを行い、心の問題を解決していくために必要であり、継続すべきである。 	<p>【評価】</p> <p>A 現状のまま継続</p>
改善点等		

【少数意見】

・教育相談の充実事業や不登校児童生徒支援事業の学習支援員との連携を密にとれるような仕組みを整備する必要がある。

No.	事務事業名	事業実施課
19	不登校児童生徒支援事業	教育委員会 青少年課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成15年度</p> <p>【概要】不登校児童生徒への支援と保護者等への相談などに応じる。 【対象者】児童・生徒 【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適応指導教室での集団適応や自立支援の学習、体験学習 ・家庭を訪問しての学習支援 ・保護者への相談活動等 	
評価内容	<p>・青少年の心身の健全な発達を支援するために必要な事業である。</p>	<p>【評価】</p> <p>A 現状のまま継続</p>
改善点等		

【少数意見】

・教育相談の充実事業やスクールカウンセラー配置事業との連携を密にとれるような仕組みを整備する必要がある。

No.	事務事業名	事業実施課
20	学校施設緑化モデル事業	教育委員会 施設課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成18年度</p> <p>【概要】学校校庭を芝生化することで、児童の教育環境の充実と、ヒートアイランド現象の抑制を図る。</p> <p>【対象者】鹿児島市立小学校の児童及び教職員等</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校校庭の一部芝生化 	
評価内容	<p>・モデル校において、良い成果が出ていると思われることから、児童の教育環境の充実やヒートアイランド現象の防止のため、一層の事業の推進を検討する必要がある。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>・芝生化する実施校数を増やすことを検討すべきである。</p> <p>・緑化整備後、どのように維持管理していくのか、耐久性等まで考え、実施していくべきである。</p> <p>・芝生化と併せて大木を植えることや、校舎の屋上緑化等の緑化推進も検討すべきである。</p>	<p><u>Ba 事業手段の見直し（手段の改善等）</u></p>

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
21	遠距離通学費補助事業	教育委員会 総務課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成9年度</p> <p>【概要】市立の小・中学校に公共交通機関を利用して通学する遠距離通学児童・生徒の通学費を補助し、当該児童・生徒保護者の経済的負担の軽減を図る。</p> <p>【対象者】遠距離通学小・中学生の保護者</p> <p>【具体的な活動内容】片道の通学距離が小学生で4km以上、中学生で6km以上（喜入地区は4km以上）で、公共交通機関を利用して通学する（喜入地区の小・中学生については徒歩・自転車で通学する者を含む。）児童・生徒の保護者に対して、1ヵ月の定期券購入額を限度として補助金を交付</p>	
評価内容	<p>・遠距離通学の児童・生徒の通学費を補助し、保護者の経済的負担の軽減に寄与することは必要であるが、公平性を求める上で、補助条件を全市的に統一する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【評価】</p>	
改善点等	<p>・補助条件の統一を検討すべきである。</p> <p style="text-align: right;"><u>Ba 事業手段の見直し（手段の改善等）</u></p>	

【少数意見】

- ・保護者の経済的負担軽減が目的であれば、高額所得者は除くべきである。

No.	事務事業名	事業実施課																
22	鹿児島市奨学資金事業	教育委員会 総務課																
事業概要	<p>○事業開始年度 昭和25年度</p> <p>【概要】 向学心に燃えその能力が十分であるにもかかわらず、経済的理由により修学困難である高校生等又はその保護者に対して奨学資金を貸与するものである。</p> <p>【対象者】 高等学校等に在学する者又はその保護者</p> <p>【具体的な活動内容】 ・鹿児島市奨学資金貸付基金の貸付</p> <table style="margin-left: 200px;"> <tr> <td>奨学金</td> <td>国公立</td> <td>月額</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>私立</td> <td>月額</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>入学一時金</td> <td>国公立</td> <td></td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>私立</td> <td></td> <td>100,000円</td> </tr> </table>		奨学金	国公立	月額	18,000円		私立	月額	30,000円	入学一時金	国公立		40,000円		私立		100,000円
奨学金	国公立	月額	18,000円															
	私立	月額	30,000円															
入学一時金	国公立		40,000円															
	私立		100,000円															
評価内容	<p>・経済的な理由で修学困難な高校生等に対し、奨学資金を貸与することは意義があるが、滞納額が多いことから、滞納者への対応等を検討すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【評価】</p>																	
改善点等	<p>・制度を維持するために返済の滞納者への督促等の対応を工夫・検討すべきである。</p> <p style="text-align: right;"><u>Ba 事業手段の見直し（手段の改善等）</u></p>																	

【少数意見】

- ・有用な人材育成を図る目的とこの奨学金との間に関係があるとは思われないことから、採用人数を減少することや制度自体を廃止することも検討すべきである。
- ・督促等の効果については限界があるので、制度そのものを縮小することなどを検討すべきである。

No.	事務事業名	事業実施課
23	特別支援教育体制充実事業	教育委員会 学校教育課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成18年度</p> <p>【概要】 LD, ADHD, 高機能自閉症を含む障害のある全ての児童生徒が個々のニーズに応じた支援を受けることができるような特別支援教育体制の充実を図る。</p> <p>【対象者】 障害のある児童生徒、保護者、学校職員、関係機関</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との連携（市特別支援連携協議会） ・ 学校職員等の研修 ・ 巡回相談事業 	
評価内容	<p>・ 発達障害のある児童及び生徒のために必要な事業であるが、目的を同じくする「特別支援教育指導員配置事業」と統合し、支援体制を包括的・合理的に推進する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【評価】</p>	
改善点等	<p>・ 「特別支援教育指導員配置事業」と統合すべきである。</p> <p style="text-align: right;"><u>Bb 事業手段の見直し（事務事業の統合・振替）</u></p>	

【少数意見】

・ 児童生徒の個々のニーズに応じた支援体制を充実させるためには、教職員の充実とともに保護者やボランティアへの対応も検討していくべきである。

No.	事務事業名	事業実施課
24	特別支援教育指導員配置事業	教育委員会 学校教育課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成15年度</p> <p>【概要】教育上特別な配慮を必要とする児童生徒に対して、特別支援教育に係る専門的知識や経験を有する特別支援教育指導員を配置することにより、実情に応じた支援を行う。</p> <p>【対象者】特別な配慮を必要とする児童生徒</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育指導員を雇用し、配置する。 	
評価内容	<p>・支援対象児童生徒数が増加しており、発達障害のある児童及び生徒のために益々必要な事業となっているが、目的を同じくする「特別支援教育体制充実事業」と統合し、支援体制を包括的・合理的に推進する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【評価】</p>	
改善点等	<p>Bb <u>事業手段の見直し（事務事業の統合・振替）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特別支援教育体制充実事業」と統合すべきである。 ・より有能な指導員を配置するため、専門的な人材の確保や待遇面を検討すべきである。 	

【少数意見】

- ・小学校にさらに多くの指導員を配置すべきである。

No.	事務事業名	事業実施課
25	青年会館事業	教育委員会 青少年課
事業概要	<p>○事業開始年度 昭和62年度</p> <p>【概要】青年の生活、教養、文化の向上を図るため、青年の団体活動を推進し、会館の利用や講座・研修会を開催する。</p> <p>【対象者】学生、勤労者</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青年会館講座等の実施 	
評価内容	<p>・青年の生活、教養、文化の向上を図るために必要な事業であり、これからの地域づくりには青年が貢献することが望まれることから、地域づくりを担う団体や人材の育成についても検討する必要がある。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>・地域づくり関連の講座の開設などを検討する必要がある。</p>	<p><u>Ba 事業手段の見直し（手段の改善等）</u></p>

【少数意見】

- ・活動等をもっと広く市民に伝える広報を検討すべきである。

No.	事務事業名	事業実施課
26	青年教養セミナーの開設事業	教育委員会 青少年課
事業概要	<p>○事業開始年度 昭和30年度</p> <p>【概要】 各種学習活動をとおして、青年の社会参加と地域づくりへの参加を推進する。</p> <p>【対象者】 学生、勤労者</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講義、講話、演習、スポーツ・レクリエーション 	
評価内容	<p>・ 青年の社会参加と地域づくりへの参加を推進するのに必要な事業であり、これからの地域づくりには青年が貢献することが望まれることから、地域づくりを担う人材の育成についても検討する必要がある。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>・ 青年の地域づくりの参加に向けて、さらにステップアップできるようにサポートすることを検討する必要がある。</p>	<p><u>Ba 事業手段の見直し（手段の改善等）</u></p>

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
27	青少年教育指導者の育成事業	教育委員会 青少年課
事業概要	<p>○事業開始年度 昭和50年度</p> <p>【概要】青少年団体の指導的役割を果たす者を発掘・育成するために研修会を開催する。</p> <p>【対象者】全市民</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少年団体成人指導者研修会、青年団体指導者研修会 	
評価内容	<p>・青少年団体の中からリーダーとなる青少年を発掘し、指導者として養成し、団体活動の育成及び活動の活性化を図る事業として必要であり、継続すべきである。</p>	<p>【評価】</p> <p>A 現状のまま継続</p>
改善点等		

【少数意見】

- ・研修者（受講者）の食事代を自己負担とすることを検討すべきである。

No.	事務事業名	事業実施課
28	青少年ボランティア推進活動事業	教育委員会 青少年課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成14年度</p> <p>【概要】 青少年のボランティア活動を促進する。 【対象者】 児童・生徒 【具体的な活動内容】 ・学校や地域社会、少年団体等における青少年のボランティア活動を促進するために、中学生を対象にボランティア活動の意義や活動の進め方等についての研修会を開催する。</p>	
評価内容	<p>・青少年のボランティア活動を促進するために必要な事業である。</p>	<p>【評価】</p> <p>A 現状のまま継続</p>
改善点等		

【少数意見】

- ・地域での活動に繋がる工夫を検討すべきである。

No.	事務事業名	事業実施課
29	自然保護事業	環境局 環境政策課
事業概要	<p>○事業開始年度 昭和47年度</p> <p>【概要】鹿児島市の自然環境の保全及び市民の自然保護意識の高揚、啓発を図る。</p> <p>【対象者】一般市民</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然保護作品展の開催 ・「鹿児島市の自然」の発行 ・保存樹等及び自然環境保護地区の指定及び保護 	
評価内容	<p>・子供たちが自然保護や環境に関心を持ち、学んでいく上で必要な事業であり、今後は、平成20年度に開館予定の鹿児島市環境未来館（仮称）との連携が必要である。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>・自然保護などの啓発活動について、環境未来館（仮称）と連携した新たな取り組みを行っていくべきである。</p>	<p><u>Ba 事業手段の見直し（手段の改善等）</u></p>

【少数意見】

- ・環境未来館（仮称）の所管で一括して事業を実施することやNPOとも連携することを検討すべきである。
- ・自然破壊による災害の面も重要視すべきである。

No.	事務事業名	事業実施課
30	屋外広告物対策事業	建設局 道路管理課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成8年度</p> <p>【概要】屋外広告物について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止する。</p> <p>【対象者】屋外広告業者、屋外広告物掲出者、公共掲示板・はり紙専用広告塔利用者等</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物の申請、許可 ・屋外広告業の登録、届出 ・違反広告物に対する措置 ・公共掲示板、はり紙専用広告塔の維持管理 	
評価内容	<p>・良好な景観を保ち、住みやすい街づくりを進める上で必要な事業であり、継続して実施すべきである。</p>	<p>【評価】</p> <p>A 現状のまま継続</p>
改善点等		

【少数意見】

- ・市民への意識高揚を図るとともに、罰則を強化すべきである。
- ・違反広告物簡易除却件数は減少傾向にあるのにコストは減少していないことから、事業手段の見直しを検討する必要がある。

No.	事務事業名	事業実施課
31	鹿児島市建築文化賞	建設局 建築指導課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成2年度</p> <p>【概要】美しい街並みと豊かな都市環境を高め、まちに潤いと魅力を与える優秀建築物を表彰することにより、建築文化の向上と都市景観に対する市民の意識の高揚を図る。</p> <p>【対象者】民間建築物の所有者、設計者及び施工者</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成2年度より隔年で実施。10年以内に建築された民間建築物の中から鹿児島市の街にふさわしい環境と外観を有する建築物を表彰し、その建築物の所有者に対し、賞状・トロフィー及び銘板を贈呈する。平成18年度より戸建住宅を応募対象に追加。 	
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・審査会の県外委員の謝金が高額であることから、報償費等コスト面の見直しが必要である。 ・応募者や受賞者の一定割合を鹿児島に縁のある者に限定するなど、鹿児島らしさの定義をもっと明確にする必要がある。 <p style="text-align: right;">【評価】</p>	
改善点等	<p style="text-align: right;">C 縮小</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県外委員の謝金の見直しを検討すべきである。 ・隔年実施を、3年以上に1回の実施へと変更することを検討する必要がある。 ・個別の建築物だけではなく、街づくりのコンセプトとの整合性、周辺景観との調和といった視点も必要であり、制定予定の景観条例の考え方や環境への配慮といったことを審査基準に取り込むことを検討すべきである。 ・対象を、鹿児島の設計者、施工業者の手により建設されたものや、建設資材に県木やシラスを使っているものなどとすることを検討すべきである。 	

【少数意見】

・実績値も増えており、建築文化賞を受賞することにより、建築関係者や所有者の励みになる事業であると思うので、より広く市民にもPRできるよう努めてほしい。

No.	事務事業名	事業実施課
32	かごしまCGコンテスト	企画部 情報政策課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成11年度</p> <p>【概要】デジタルコンテンツに関する市民・県民の理解と関心を深めるとともに、デジタルコンテンツ産業における優れたクリエイターの発掘、技術の向上及び感性豊かな子供たちの育成を図るため、鹿児島CGコンテスト実行委員会へ負担金を支出する。</p> <p>【対象者】県内外の個人、企業、団体等</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実行委員会において、CG等を用いた動画、静止画等の作品を募集し、優秀作品を表彰する。 	
評価内容	<p>・市民の情報化への関心を深め、情報化を担う人材を育成するために必要な事業であるが、受賞作品が市民の目に触れる機会が少ないことから、その紹介にさらに努めるよう求めていくべきである。</p> <p>・また、多くの方に応募してもらえるようにするとともに、多様な視点から審査がなされるような工夫を求めるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【評価】</p>	
改善点等	<p>Ba 事業手段の見直し（手段の改善等）</p> <p>・これまで以上に受賞作品の紹介に努めるべきである。</p> <p>・さらに多くの方に応募してもらおう工夫を行うとともに、地域性を活かすなどの多様な視点での審査が行われるように、予算の範囲内で審査委員を増やすなどの見直しを行う必要がある。</p>	

【少数意見】

・実施主体について、デジタルコンテンツ産業の振興に寄与する事業であることから、将来的にはIT関連企業団体やNPOなどへの移行も検討する必要がある。

No.	事務事業名	事業実施課
33	アジア青少年芸術祭開催事業	総務局 国際交流課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成17年度</p> <p>【概要】アジア地域の青少年と芸術を通じた交流を深め、本市の青少年の豊かな国際性を育てることを目的とした祭典を開催する。</p> <p>【対象者】全市民</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年1回開催 <p>主催：かごしまアジア青少年芸術祭実行委員会（鹿児島市、南日本新聞社、南日本放送、鹿児島シティエフエムほか）</p> <p>内容：①青少年音楽祭 ②青少年ステージ ③アジアン屋台</p>	
評価内容	<p>・アジアの国々との交流は、青少年の豊かな国際性を育てる上で益々重要となってきたため、民間団体の協力を得るなどして国内外へのアピールを強化するとともに、来場者数の増加を図ることを検討すべきである。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>・民間団体の協力を得るなどして、国内外へのアピールを強化し、参加者数の増加へと繋げていくべきである。</p> <p>・現在のまちづくり交付金は5年間となっていることから、今後の運営については、事業費の確保や運営体制についても視野に入れておくべきである。</p>	<p><u>Ba 事業手段の見直し（手段の改善等）</u></p>

【少数意見】

- ・事業自体を民間主催とすることを検討すべきである。

No.	事務事業名	事業実施課
34	ファンタスティックイルミネーション推進事業	経済局 観光企画課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成16年度</p> <p>【概要】九州新幹線全線開業を見据え、彩り豊かで魅力ある鹿児島之夜を演出し、滞在型観光の推進を図る。(完了予定年度：平成20年度)</p> <p>【対象者】観光客・市民</p> <p>【具体的な活動内容】・公共の都市施設等のライトアップ整備。平成16年度に基本計画を策定。平成17年度に中央公民館、中央公園をライトアップ。平成18年度にナポリ通りと市電軌道敷の一部をライトアップ。平成19年度は市電軌道敷のライトアップを完成させ、20年度には歴史ロードと南洲橋のライトアップを完成させる予定。</p>	
評価内容	<p>・滞在型観光を推進するために必要な事業であるが、費用の削減を図るため、早急に見直しを検討すべきである。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>・費用を抑えるため、施工監理については、複数の地元業者による入札で決定すること等を検討すべきである。</p> <p>・六月灯等の光を利用した行事と組み合わせて全国への発信力を高める必要がある。</p>	<p>Ba 事業手段の見直し(手段の改善等)</p>

【少数意見】

- ・省エネの観点から、ライトアップの地区、時間及び期間を限定して行うことを検討すべきである。
- ・温暖化防止と観光客誘致のため市内中心部の緑化を推進し、それと併せて当該事業を実施することを検討する必要がある。

No.	事務事業名	事業実施課
35	スポーツキャンプ受入・誘致事業	経済局 観光振興課
事業概要	<p>○事業開始年度 昭和56年度</p> <p>【概要】スポーツキャンプの受入活動等を通じて、青少年など市民が一流の選手のプレーを間近で体感できるとともに、マスコミによる広報宣伝や本市のイメージアップを図り、観光客の誘致に資する。</p> <p>【対象者】市民及び観光客</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロ野球、Jリーグ（サッカー）、トップリーグ（ラグビー）などのチームのキャンプ受入 	
評価内容	<p>・本市の宣伝やイメージアップ等で観光客の誘致事業として、また、青少年が一流選手のプレーを体感する貴重な機会を提供するために必要な事業である。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>A 現状のまま継続</p>	

【少数意見】

・アジア近隣諸国のスポーツ団体を含めた新たな誘致を積極的に考え、限られたハードの中で無理のない事業展開を図る必要がある。

No.	事務事業名	事業実施課
36	グラフ誌「市民フォト鹿児島」の発行	総務局 広報課
事業概要	<p>○事業開始年度 昭和55年度</p> <p>【概要】 市政の動きや街の話題などを中心に、写真構成で編集したグラフ誌の発行</p> <p>【対象者】 市民</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発行部数 17,100部（1回当たり5,700部） ・発行回数 年3回 ・人が多く集まる銀行、理・美容院、病院、歯科医院などに配布 	
評価内容	<p>・ 市政に関する情報等の伝達に有効な手段であり、内容も写真構成で見やすく編集されていることから、更なる活用策を検討すべきである。</p>	<p>【評価】</p> <p><u>Ba 事業手段の見直し（手段の改善等）</u></p>
改善点等	<p>・ 教育機関などへの配布を検討すべきである。</p>	

【少数意見】

・ 予定している広告掲載はコスト面で有効であるが、行政が中立の立場であることを踏まえ、その掲載内容については十分に検討すべきである。

No.	事務事業名	事業実施課
37	ビデオ広報	総務局 広報課
事業概要	<p>○事業開始年度 昭和57年度</p> <p>【概要】より新しい市政やまちの動きを映像で紹介する。 【対象者】市民 【具体的な活動内容】 ・ガイダンスビデオを作成し、市政情報配信システムや市営施設見学会のバスの車中等で放映。貸し出しも行う。</p>	
評価内容	<p>・新しい市政やまちの動きを映像で伝えることは意義があるが、市民の目に届きやすくなるような工夫が必要である。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>・市民の目に届きやすくするため、市政情報配信システムでの配信の仕方を工夫するとともに、ホームページで視聴できるようにすることなども検討すべきである。</p>	<p><u>Ba 事業手段の見直し（手段の改善等）</u></p>

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
38	市政モニター制度事業	市民局 市民参画推進課
事業概要	<p>○事業開始年度 昭和41年度</p> <p>【概要】公募した市民を市長が委嘱し、市政に関する市民の建設的意見や提言等を聴取して、市政に反映させる。</p> <p>【対象者】18歳以上の市民（定員90人）</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市政モニター通信 ⑯272件、⑰141件、⑱138件 ・市政モニター研修会（4回） ・市政モニター施設見学会（1回） ・市政への協力（パブリックコメント手続きやアンケート等への協力） 	
評価内容	<p>・事業開始から42年が経過しており、「わたしの提言」、「市長とふれあいトーク事業」やパブリックコメントなど、現在は、様々な形で市民の意見を聴取する体制も整備されてきたことや、メール等での意見提出など新たな手段も充実してきたことから、市政モニター制度を見直す必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【評価】</p> <p style="text-align: right;">C 縮小</p>	
改善点等	<p>・市政モニターの定員を減らし、研修内容等を充実すべきである。</p>	

【少数意見】

- ・市民の声を行政に反映させる機会は他に増加しているため、廃止する。

(参 考 资 料)

鹿児島市行政評価市民委員会設置要綱

(設置)

第1条 行政評価の客観性及び透明性を高めるため、第三者による評価機関として、鹿児島市行政評価市民委員会（以下「市民委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民委員会の所掌事項は、次に掲げる事項とし、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 事務事業について、第三者の視点から評価を行うこと。
- (2) その他行政評価の推進に関すること。

(組織)

第3条 市民委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体等を代表する者
- (3) 公募に応じた者

3 市民委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長の職務)

第5条 会長は、市民委員会を代表し、会務を総理し、市民委員会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 市民委員会の庶務は、総務局総務部行政管理課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月13日から施行する。

